

診療報酬の施設基準により表示が義務づけられている手術件数

令和7年1月1日～令和7年12月31日までの実績

1、 区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	50件
イ	黄斑下手術等	13件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	30件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0件

2、 区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	5件
イ	水頭症手術等	48件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	1件
エ	尿道形成手術等	1件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	44件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	8件

3、 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	1件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	2件
エ	母指化手術等	5件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	1件
キ	同種死体腎移植術等	0件

4、 区分4に分類される手術

723件

5、 その他に分類される手術

人工関節置換術	31 件	
乳児外科施設基準対象手術	0 件	
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	80 件	
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを 含む。)及び体外循環を要する手術	61 件	
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動 脈ステント留置術	449 件	
うち、経皮的冠動脈形成術		
急性心筋梗塞に対するもの		56 件
不安定狭心症に対するもの		41 件
その他のもの		147 件
うち、経皮的冠動脈ステント留置術		
急性心筋梗塞に対するもの		48 件
不安定狭心症に対するもの		33 件
その他のもの	122 件	

6、 大腿骨近位部骨折後 48 時間以内に実施した手術

骨折観血的手術	30 件
人工骨頭挿入術	25 件